

## 令和８年度埼玉県こころのＡＩ相談事業業務委託企画提案募集要項

### １ 目的

この要項は、令和８年度埼玉県こころのＡＩ相談事業業務委託に関して、受託する業者を選定するために実施する企画提案競技に関して必要な事項を定めるものとする。

### ２ 委託業務の名称

令和８年度埼玉県こころのＡＩ相談事業業務委託

### ３ 委託業務の内容

別紙「令和８年度埼玉県こころのＡＩ相談事業業務委託仕様書」（以下「委託仕様書」という。）のとおり

### ４ 履行期間

契約締結日 から 令和９年３月３１日 まで

### ５ 予算額

予算額 ９，４６０，０００円

※ 本業務の契約締結に係る上限額（消費税及び地方消費税相当額を含む）であり、予定価格はこの範囲内で別途算定する。

### ６ 業務委託候補者の選定方法

受託希望者から提出された企画提案書等に基づき、書類審査及びプレゼンテーション・ヒアリング審査を実施し、埼玉県こころのＡＩ相談事業業務委託候補者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）が、最優秀提案者を委託候補者として決定する。

### ７ 応募資格

#### （１）応募者一般資格要件

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

ア 国内に事業所等の事業の拠点を置く者であること。

イ 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項各号のいずれかに該当する者でないこと。

ウ 埼玉県財務規則（昭和３９年埼玉県規則第１８号）第９１条の規定により埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。

エ 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定後に埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けている者はこの限りではない。

オ 法人税、法人都道府県民税、法人事業税、地方法人特別税、消費税及び地方消費税等、納付すべき税金を滞納していないこと。

カ 本件企画提案競技の公告日から本契約の成立までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止等の措置を受けていない者であること。

キ 本件企画提案競技の公告日から本契約の成立までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(2) 委託仕様書の内容を確実に履行できる者であること。

(3) 本事業の実施について、委託者からの求めに応じて協議に対応できる体制を整えていること。

## 8 スケジュール

|                              |               |
|------------------------------|---------------|
| 募集要項等の公表                     | 令和8年8月17日（月）  |
| 質問事項受付開始                     | 8月17日（月）      |
| 質問事項の受付期限                    | 8月20日（木）15時まで |
| 質問事項の回答                      | 8月25日（火）      |
| 企画提案参加申請書の提出期限               | 8月27日（木）17時まで |
| 企画提案書の提出期限                   | 8月31日（月）17時まで |
| 委託候補者選定委員会                   | 9月11日（金）（予定）  |
| 選考結果発表                       | 9月16日（水）（予定）  |
| ※今後の事務手続きの進捗状況により前後する可能性あり。  |               |
| ※選考には、既提出の企画提案書のみを用いることとします。 |               |

## 9 企画提案競技参加申込手続

### (1) 提出書類

ア 「参加申請書」（様式第1号）

イ 「誓約書」（様式第2号）

※様式等は、埼玉県ホームページよりダウンロードできます。

**URL: <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0705/kokoronoai.html>**

(2) 提出期限 令和8年8月27日（木）17時必着

### (3) 提出方法

電子メールによる。

※提出後、「20 問い合わせ先」の電話番号まで提出した旨を連絡すること。

### (4) 提出先

埼玉県 保健医療部 疾病対策課 精神保健担当

E-mail: a3590-13@pref.saitama.lg.jp

### (5) その他

事業説明会は実施しない。

## 10 企画提案書等の提出

### (1) 提出書類

「11 提出書類」のとおり

### (2) 提出方法

電子メールによる。

※電子メールで送信後、疾病対策課（048-830-3565）まで提出した旨を連絡すること。

※11（１）～（３）の書類は、それぞれ別ファイルとすること。

※容量が大きく電子メールで送信できない場合は、対応について事前に電子メール及び電話で連絡すること。

※パンフレット等の資料を紙での提出を希望する場合は、当該資料１０部を別途郵送もしくは持参により提出することも可能とする。なお、持参の場合は平日の９時から１７時までの受付とし、郵送の場合は簡易書留とすること。

（３）提出期限

令和８年８月３１日（月）１７時必着

（４）提出先

埼玉県 保健医療部 疾病対策課 精神保健担当

E-mail : a3590-13@pref.saitama.lg.jp

（郵送若しくは持参の場合）

郵便番号３３０－９３０１

埼玉県さいたま市浦和区高砂３－１５－１ 本庁舎４階

埼玉県保健医療部疾病対策課 精神保健担当 山崎

（５）その他

ア 企画提案は、１提案者につき１提案に限る。（複数提案は不可）

イ 企画提案書等の提出後は、特段の理由が認められない限り、その内容を変更することはできない。

ウ 提出期限内に全ての提出書類がそろわない場合や不備がある場合は、企画提案に参加できない。

11 提出書類

委託仕様書を参照の上、以下の書類を提出すること。

（１）企画提案書（様式任意）

企画提案書の様式は任意とするが、下記内容を記載し、仕様書に基づき作成すること。

ア 企画提案書の１ページ目（表紙）には、次の事項を記載すること。

- ・表題（令和８年度埼玉県こころのＡＩ相談事業業務委託企画提案書）
- ・応募者の住所、氏名並びに連絡担当者の氏名、電話番号、メールアドレス

イ 企画提案書の２ページ目は「目次」とすること。

ウ 企画提案書の３ページ目以降に記載する事項は、概ね次のとおりとすること。

- ・企画提案の理念と基本方針
- ・企画提案事項の内容、特に重要と考えるポイント
- ・相談体制・スタッフ一覧・実績
- ・その他、必要と思われる事項

エ 業務実績

国または地方自治体等の公的機関から委託を受けた類似業務について、受託業務名、委託者、契約期間、契約金額、業務内容を記載すること。また、その他本事業に関係する類似業務について該当がある場合は記載すること。

オ 会社定款等

定款若しくは寄付行為及び登記事項証明書（提案日前３か月以内に発行されたもの）又はこれに準ずる書類

（２）見積書（様式任意）及び見積内訳書（様式任意）

見積書は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。

見積内訳書は、見積った金額の内訳について、算出方法が分かるように記載すること。

宛名は「埼玉県知事 大野元裕」宛とすること。

(3) 決算関係書類

過去1年分の貸借対照表及び資金収支計算書又はこれに準ずる書類

12 質問及び回答

- (1) 質問事項は、質問書（様式第3号）に内容を簡潔にまとめて記載し、令和8年8月20日（木）15時までに疾病対策課精神保健担当に電子メールで送付すること。なお、簡易なものを除き、口頭での質問は受け付けない。

提出先アドレス：a3590-13@pref.saitama.lg.jp（電話・FAX不可）

- (2) 回答は、令和8年8月25日（火）までに県ホームページに掲載する。なお、質問がなかった場合は掲載しない。

13 プレゼンテーション及び提案書類の審査

- (1) 開催日時 令和8年9月11日（金）（予定）

※具体的な日時は後日通知する。

- (2) 開催方法 Teams によるオンライン方式

※Teamsの接続先については、後日通知する。

- (3) 説明時間 各提案者とも20分程度

（プレゼンテーション10分程度、質疑応答10分程度）

- (4) 説明資料 事前に提出した資料のみとする。

- (5) Teamsの接続について

プレゼンテーションはTeamsによるオンライン形式で行う。提案者は説明資料を画面共有し、口頭により説明を行う。

当日は以下の事項を遵守すること。

- ・ 使用するPC等のOSやアプリケーションソフトがサポート中であること。（Windows7・XP等は不可）
- ・ 使用するPCは必ずウイルス対策ソフトを導入し、最新の定義であること。
- ・ 画面や音声の関係者以外の目や耳に触れない場所での参加とすること。
- ・ 使用する回線は本人もしくは所属する組織が管理するものとし、フリーWi-Fiは不可とする。
- ・ 音声の乱れ等がないか、事前に確認すること。

- (6) 審査基準

「別表 企画提案に係る審査基準」のとおり。

- (7) 委託候補者の選定

選定委員会の各委員が、審査基準により提出された企画提案書を審査し、委員の評価点数の合計が最も高く、最も優れた業務運営能力を有すると認められる者を委託候補者とする。参加者が1者の場合でも、審査において実施能力を有すると認められた場合には、委託候補者として決定する。実施能力を有すると認められる者がいない場合は再度選定を行う場合がある。

なお、参加資格を有する参加者の数が4者以上の場合、事務局が書面による事前審査を実施する。書面審査の結果については令和8年9月4日(金)までに電子メールで通知する。

(8) 審査結果

審査の結果は、令和8年9月16日(水)(予定)に電子メールにて参加者全員に通知する。

(9) 留意事項

ア プレゼンテーションの内容は企画提案書に基づくものとし、訴求したい点等について説明すること、提出済みの企画提案書以外の資料の提示や企画提案書に記載のない新たな提案等を審査当日に行うことは認められない。

イ プレゼンテーションに参加しない者については、契約の候補者には選定しないものとする。

ウ プレゼンテーションを行う者は各者2名までとする。

エ 参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴することは認められないものとする。

オ 選定委員会は、記録のためにプレゼンテーションの録音、録画を行う。なお、参加者の録音、録画は不可とする。

カ 指定の時間に遅れた場合は、評価対象としないものとする。

キ 提出書類に虚偽の記載や不備がある場合は、審査対象とならず、失格とする。

14 選定対象からの除外

(1) 提出期限を過ぎて企画提案書を提出(到達)した場合。

(2) 資格審査の結果、参加資格がないと認められるもの。

(3) 企画提案書等に虚偽の記載を行った場合。

(4) 他の参加者と提案内容やその他本競技に関して相談を行った場合。

(5) 委託候補者の選定前に、他の参加者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合。

(6) 選定委員会に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めた場合。

(7) 選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行った場合。

(8) その他、執行者があらかじめ指示した事項に違反したとき。

15 契約の締結

委託候補者は、提出書類に基づき、委託業務仕様書について協議するものとし、委託元と委託候補者との間で具体的事業内容及び契約金額について合意に達した場合に、委託候補者から改めて見積書を徴取し、随意契約による委託契約を締結することとする。

委託候補者と協議が整わない場合や、契約締結までの間に候補者に事故等が発生した場合は、審査結果が次点の者を委託候補者として改めて協議を行う。以下同様の方法により、総合点が高かった者と順に協議を行うものとする。

選定後であっても、契約予定者に業務を遂行できない重大な事由が判明した場合は、委託契約を締結しないことがある。

なお、協議の結果、企画提案書等の内容の一部を変更する場合がある。

16 契約保証金

(1) 上記15により委託元と合意に達した委託候補者(受託予定者)は、埼玉県財務

規則第 8 1 条第 1 項の規定により、契約締結の日までに契約保証金を納付すること。

- (2) 上記に関わらず、埼玉県財務規則第 8 1 条第 2 項各号のいずれかに該当するときは契約保証金の全部または一部を免除する。

#### 17 業務の適正な実施に関する事項

##### (1) 関係法令の遵守

本業務を受託した者（以下、「受託者」と言う。）は関係法令を遵守すること。

##### (2) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、または請け負わせることはできない。

##### (3) 個人情報保護

受託者が本業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）のほか、委託仕様書に基づき、その取扱いに十分注意し、漏洩、滅失及び棄損の防止その他個人情報の保護に努めること。

##### (4) 守秘義務

受託者は、委託業務を行うに当たって知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

#### 18 選定結果の公表等

選定結果として、契約の相手方となる企画提案者の名称を埼玉県のホームページで公表する。また、提出した企画提案書等は、埼玉県情報公開条例（平成 1 6 年埼玉県条例第 6 5 号）に基づく情報公開請求の対象となる。

#### 19 その他

- (1) やむを得ない理由等により、企画提案競技を実施することができないと認められる場合は、当該企画提案競技を停止、中止または取り消すことがある。

なお、上記に伴い、企画提案参加者又は受託予定者に損害が生じた場合であっても、本件はその損害について一切の負担を行わない。

- (2) 企画提案競技参加に係るすべての費用は参加者の負担とする。

- (3) 提出された参加申請に係るすべての書類については返却しない。

#### 20 問い合わせ先

郵便番号 3 3 0 - 9 3 0 1

埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 - 1 5 - 1 本庁舎 4 階

埼玉県保健医療部疾病対策課 精神保健担当 山崎・小笠原・滝川

電 話：0 4 8 - 8 3 0 - 3 5 6 5

メール：a3590-13@pref.saitama.lg.jp